

意見陳述要旨

2022年4月20日

最高裁判所 御中

原告 谷口太規



1 自己紹介

谷口太規と申します。原告の1人であり、代理人弁護士でもあります。

2 弁護団のこと

今日この場でお話しさせていただける機会を長い間心待ちにしていました。

私が投票のためデトロイト総領事館に出向き、国民審査権行使を拒まれたのが2017年10月13日のことです。あれから4年半もの年月が経ちました。提訴からでも4年です。うんざりするほどの長い時間、膨大な作業、労力を費やし、ようやくここに来ることができました。

私自身弁護士ですが、とても本人訴訟ではやりきれないと考え、今日この場に座る5人の弁護士に、ともにこの訴訟を闘ってくれることを頼みました。そして、この4年間、彼ら彼女らは、通常の業務でいっぱいのはずのスケジュールをこじあげ、徹底的なリサーチをし、議論をし、大部の書面を起案してくれました。弁護団会議はいつも、まるで喧嘩かと思うほどに熱を帯び、長時間に及びました。

3 この訴訟と民主主義

経済的利益をもたらもしない、この訴訟になぜみながこれだけの心血を注いでくれたのか。

それはこの訴訟が、民主主義の根幹に関わるものであるからです。

民主主義は、人間が多く犠牲を払って辿り着いた、他者の尊重と共存を可能とするもっともマシな制度です。しかし、歴史が、世界の現在が教えてくれるように、この制度は決して盤石なものではありません。絶えず綻び、侵害の危機と隣り合わせで、それゆえ不断の努力によってつくろい、護り続けなければ維持できないものでもあります。

日頃の業務に忙殺されていても、お金を得られなくても、国民審査制度の実効性についてシニカルな意見があっても、私たちには、国民審査権行使への不当な制限を無視するという選択肢はありませんでした。日本国憲法に保障された民主的統制、人々の手に委ねられたわずかな民主主義への参画の機会を奪う現状を放置しておかないことが、私たちの責任だと考えたのです。

4 海外に住む人たち

弁護団の各弁護士が日頃取り扱う業務は、刑事弁護、企業法務、知的財産、人権問題と、私を含めて全くバラバラですが、共通点が一つあります。それは全員が海外で学んだり、働いたりしていた経験を持つということです。

ですから、私たちは身を持って知っています。日本にしようが、海外にしようが、多くの人たちは、自分たちの所属するこの社会が、この国が、より良いものであるようにはどうしたら良いのか、そのことを真剣に考え、行動しているということ。この訴訟の原告たちや弁護団たちが声をあげ、力を尽くしているのと同様に、海外に住む 100 万人以上の人たちもそれぞれが自分たちの市民としての責任を果たそうとしているということ。

だからこそ、そうした人たちの国民審査権を奪ってはならないのです。

5 裁判官の皆さまへ

立法府が怠慢によりその責任を果たさないのであれば、司法にこれをただすべき責任があります。

裁判官の皆さん、私たち社会が依って立つ、民主主義というこのかけがえのない制度を守るために、今度は皆さんの出番です。

よろしくお願いします。

以上